

西桂町猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全するため、飼い猫又は地域に生息する飼い主のいない猫へ不妊手術又は去勢手術を施そうとする者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することとし、その交付に関しては、西桂町補助金等交付規則（平成4年西桂町規則第3号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当町に住所を有する者又は当町内にて活動を行う者
- (2) 当町内で猫を飼養・管理する者又は当町内に生息する猫の無秩序な繁殖の抑制を希望する者

(助成金交付額)

第3条 助成金の額は手術に要した額とする。ただし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき 15,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき 10,000円

2 飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に係る助成金は、1匹につき、前項に定める額に1,000円を加算した額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、助成金の交付の可否を決定し、猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(手術の実施)

第6条 助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定の日から30日以内に獣医師により猫に手術を受けさせるものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条の手術を実施した申請者は、猫の不妊・去勢手術費助成金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に手術費用の領収書等を添えて、手術の日から30日以内に町長に請求するものとする。

2 前項に規定する請求書を令和5年3月20日までに町の窓口提出しない場合には、第5条に規定する助成金の交付決定を取り消すものとする。

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により提出された請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、猫の不妊・去勢手術費助成金交付額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、申請者が、偽りその他不正の手段により交付を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成金の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(助成の終了)

第10条 町長は、年度途中において助成交付額が予算の範囲を超えたときは、年度途中における本事業を終了することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月末日限り、その効力を失う。

令和 年 月 日

西桂町長 殿

申請者 住所
氏名
連絡先

猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書

西桂町猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱第4条に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 手術を受ける猫の内容

(1) 飼い猫

呼称		性別	オス・メス
種類	雑種・()	毛色	
年齢		備考	

(2) 地域に生息する猫

生息地			
オス	匹	メス	匹
備考			

2 手術実施予定の開業獣医師

動物病院		実施予定日	
住所			
電話番号		備考	

受付番号 _____

殿

西桂町長

猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました猫の不妊・去勢手術費助成金については、下記のとおり交付決定したので、西桂町猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

つきましては、実施期限までに手術を受けた上で、請求期限までに助成金を請求してください。

1 手術を受ける猫の内容

(1) 飼い猫

呼称	性別	オス・メス
----	----	-------

(2) 地域に生息する猫

生息地	匹	メス	匹
オス			

2 助成金交付予定額 _____ 円

不妊・去勢手術にかかった費用とし、次の額を限度とする。

不妊手術・・・15,000円 去勢手術・・・10,000円

地域に生息する猫への不妊・去勢手術には、手術にかかった費用に1匹につき1,000円を加算する。この場合、上記の限度額に1,000円を加算した額を限度とする。

3 請求期限

手術の日から30日以内に請求すること。ただし、令和5年3月20日までに町の窓口提出しない場合には、助成金の交付決定を取り消すものとする。

西桂町長 殿

申請者 住所
氏名

猫の不妊・去勢手術費助成金交付請求書

西桂町猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱第7条に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 手術を受けた猫の内容

(1) 飼い猫

呼称		性別	オス・メス
----	--	----	-------

(2) 地域に生息する猫

生息地			
オス	匹	メス	匹

2 執刀獣医師の証明

上記猫に対して手術を実施したことを証明します。

令和 年 月 日

動物病院・執刀獣医師名 _____ (印)

3 助成金請求額 _____ 円

不妊・去勢手術にかかった費用とし、次の額を限度とする。

不妊手術・・・15,000円 去勢手術・・・10,000円

地域に生息する猫への不妊・去勢手術には、手術にかかった費用に1匹につき

1,000円を加算する。この場合、上記の限度額に1,000円を加算した額を限度とする。

4 口座振込先

金融機関名	銀行 農協 信金 信組	本店 支店	口座種別	普通・当座
口座番号		フリガナ 口座名義		

注) 1 上記に執刀獣医師の証明を受け、手術費用の領収書（申請者と同じあて名で、猫の不妊・去勢手術がわかること）を添付すること。

2 地域に生息する猫に関しては、耳のVカット前と後の様子がわかる全身写真を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

西産発第 号
令和 年 月 日

殿

西桂町長

猫の不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付け請求のありました猫の不妊・去勢手術費助成金については、下記のとおり交付額が確定しましたので、西桂町猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

助成金交付確定額 金 円